

マージン率等に係る情報提供について(松山営業所)

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

対象:2025 年度(2025 年 4 月～2026 年 3 月)

記

1. 派遣労働者の数

2026 年 6 月 1 日付け派遣労働者数・・・1 人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2025 年度派遣事業所数(実績)・・・1 件

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

| | |
|--------------------------------------------|----------|
| 労働者派遣に関する料金の平均額(1 日当たりの賃金額税込(8 時間労働として計算)) | 25,915 円 |
| 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 19,214 円 |
| マージン率 | 25.9% |

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口:松山営業所(TEL:089-993-6550)

| 種類 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担額 | 賃金 | 備考 |
|---------------|-------|--------|------|-------|----|------------|
| 入社時研修 | 新規採用者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 新規採用時に 1 回 |
| 専門技術研修 | 在職者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8 時間 |
| リーダー・マネジメント研修 | 長期在職者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8 時間 |

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

6. 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

| | |
|-------------|------------------------|
| 労使協定の締結 | 締結済み |
| 協定労働者の範囲 | 施設の運転管理、維持管理業務に従事する従業員 |
| 協定書の有効期間の終期 | 2027 年 3 月 31 日 |

以上

マージン率等に係る情報提供について(大阪支店)

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

対象:2025 年度(2025 年 4 月～2026 年 3 月)

記

1. 派遣労働者の数

2026 年 6 月 1 日付け派遣労働者数・・・8 人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2025 年度派遣事業所数(実績)・・・4 件

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

| | |
|--------------------------------------------|----------|
| 労働者派遣に関する料金の平均額(1 日当たりの賃金額税込(8 時間労働として計算)) | 27,314 円 |
| 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 17,062 円 |
| マージン率 | 37.5% |

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口:大阪支店(TEL:06-4256-0570)

| 種類 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担額 | 賃金 | 一人当たりの平均実施時間 |
|---------------|-------|--------|------|-------|----|--------------|
| 入社時研修 | 新規採用者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 新規採用時に 1 回 |
| 専門技術研修 | 在職者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8 時間 |
| リーダー・マネジメント研修 | 長期在職者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8 時間 |

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

6. 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

| | |
|-------------|------------------------|
| 労使協定の締結 | 締結済み |
| 協定労働者の範囲 | 施設の運転管理、維持管理業務に従事する従業員 |
| 協定書の有効期間の終期 | 2027 年 3 月 31 日 |

以上

マージン率等に係る情報提供について(東京支店)

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

対象:2025 年度(2025 年 4 月～2026 年 3 月)

記

1. 派遣労働者の数

2026 年 6 月 1 日付け派遣労働者数・・・4 人

2. 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

2025年度派遣事業所数(実績)・・・1 件

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

| | |
|--------------------------------------------|----------|
| 労働者派遣に関する料金の平均額(1 日当たりの賃金額税込 8 時間労働として計算)) | 22,312 円 |
| 派遣労働者の賃金の額の平均額 | 15,545 円 |
| マージン率 | 30.3% |

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口:東京支店(TEL:03-3252-2115)

| 種類 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担額 | 賃金 | 一人当たりの平均実施時間 |
|---------------|-------|--------|------|-------|----|--------------|
| 入社時研修 | 新規採用者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 採用時に 1 回 |
| 専門技術研修 | 在職者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8 時間 |
| リーダー・マネジメント研修 | 長期在職者 | Off-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8 時間 |

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

6. 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

| | |
|-------------|------------------------|
| 労使協定の締結 | 締結済み |
| 協定労働者の範囲 | 施設の運転管理、維持管理業務に従事する従業員 |
| 協定書の有効期間の終期 | 2027 年 3 月 31 日 |

以上